

海外在留邦人等向けワクチン接種事業におけるAZ製ワクチンの接種

令和3年8月13日（総21第137号）

在デンパサール日本国総領事館

●海外在留邦人等向けワクチン接種事業においても、条件を満たす希望者の方に対し、8月25日からAZ製ワクチンの接種を行います。

アストラゼネカ（AZ）製ワクチンの日本国内使用が認められたことを受け、現在実施中の海外在留邦人等向けワクチン接種事業においても、8月25日から、条件を満たす希望者の方に対し、AZ製ワクチンの接種を行います。概要は以下のとおりです。

1. 本事業の対象者のうち、以下（1）又は（2）の条件を満たす方は、成田空港及び羽田空港において、AZ製ワクチンの接種が可能となります。

（1）既に居住地でAZ製ワクチンを1回接種している方で、居住地で2回目の接種を受けることに懸念等がある方

（2）アレルギー等により、mRNAワクチン（ファイザー製ワクチン）を接種できない方で、居住地でワクチン接種を受けることに懸念等がある方

2. 本事業でAZ製ワクチンの接種を希望する方は、8月18日（水）正午（日本時間）以降、以下の特設サイトを通じて事前に接種予約をする必要があります。（<http://mar.s-kantan.jp/mofa-v-u/>）

3. 詳細については、外務省ホームページ「日本での新型コロナウイルス・ワクチン接種を希望する海外在留邦人等の皆様へのお知らせ」（<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>）又は6月25日付け当館からのお知らせ「海外在留邦人等を対象とした新型コロナウイルスのワクチン接種事業について」（<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100204484.pdf>）をご参照ください。